

龍助町・西町北国街道まちづくり協定 手引書

平成 28 年 10 月

龍助町・西町 北国街道まちづくり協議会

目 次

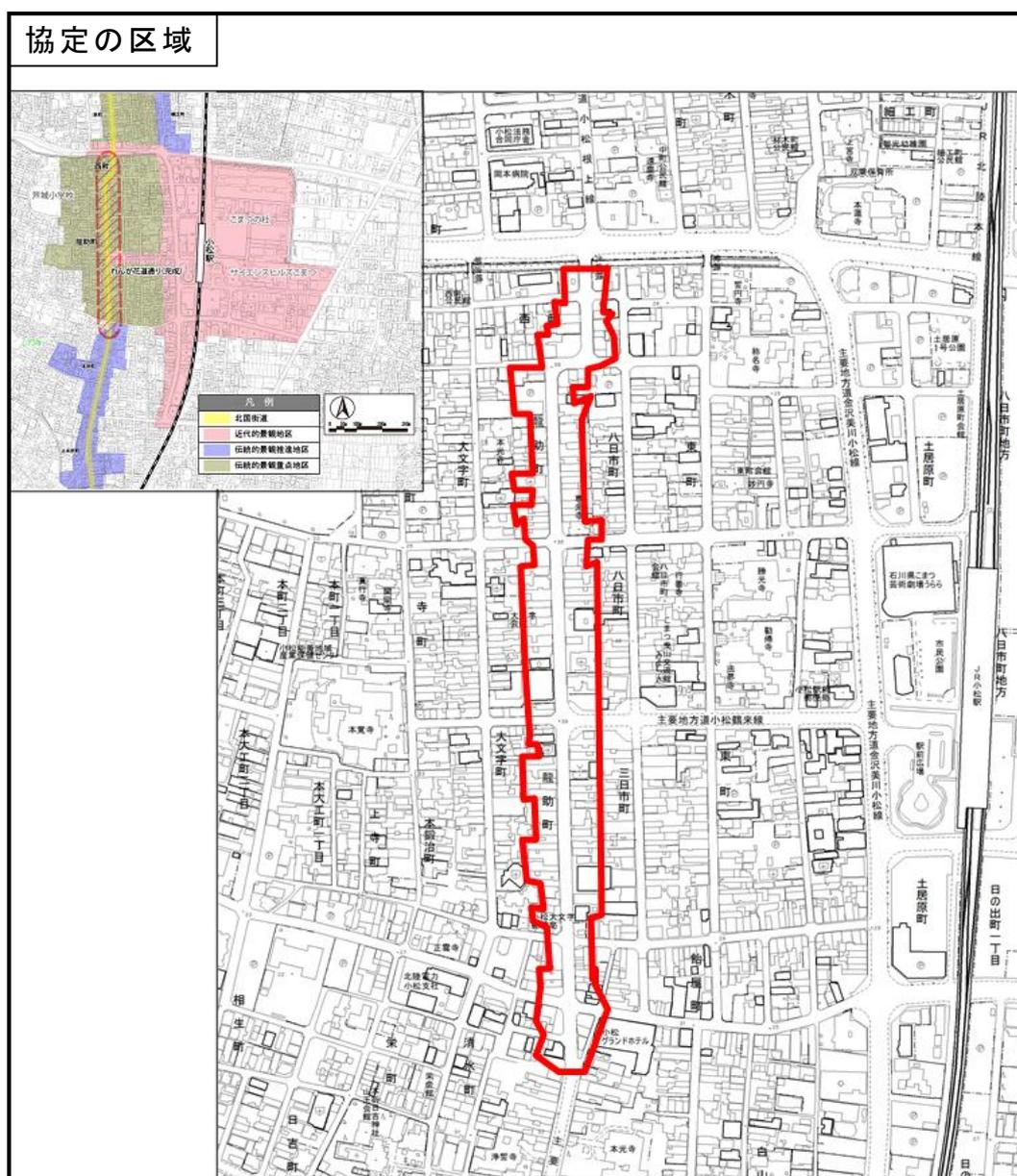
1. まちづくり協定手引書の目的	1
2. まちづくりの基本方針	2
3. 景観まちづくり基準について	3
4. まちづくり協定の手続き	19
(1) 手続きの流れ	19
(2) 関係書類	20

1. まちづくり協定手引書の目的

まちづくり協定とは、限定された地域において、住民などが取り決める“まちづくりに関する約束事”です。

龍助町・西町北国街道まちづくり協定は「小松市景観条例」（以下「景観条例」という。）の趣旨を尊重し、小松市龍助町・西町地区を歴史ある町並み・文化を守り育て、地区の活性化と快適なまちづくりの推進を図ることを目的としています。

当手引書は、龍助町・西町北国街道まちづくり協定を守り、良好な景観形成を図っていくために、その内容等を分かりやすく示したものです。



2. まちづくりの基本方針

(1) まちづくりの目標

伝統的建築の面影や町家建築が残る一方で、近代・現代の建築物も町並みに共存できる通りをめざします。

【テーマ】

町衆文化の代表である「曳山」が似合う通り

町衆文化の代表である「曳山」が似合う通り

(2) 町並み修景方針

- ①こまつ町家認定建物を中心にこまつ町家の保存を進めます。
- ②こまつ町家以外（一般的な建築物）は伝統的な建物へ配慮し周囲の町並みや環境との調和を図ります。

(3) まちづくり・みちづくりコンセプト

龍助町・西町の町衆文化の粋や、常に時代の先端を取り入れてきた進取の精神を軸に、そぞろ歩きが楽しいまちづくり・みちづくりを進めます。

町衆の粋

・龍助町・西町に残る「伝統」「なりわい」の感じられるまち

- 北国街道沿いで小松城下町の町割が残るまち
- こまつ町家が数多く残り伝統的な町並みが残るまち
- 藩政期以降続く「問屋」「商店」などのなりわいが息づくまち
- 「曳山」をはじめ小松町民の粋と文化が感じられるまち

進取の精神

・伝統を受け継ぎつつ、常に「新しさ」や「こだわり」を感じられるまち

- 時代を先取りした新しい文化を感じられるまち
- 古い町並み（こまつ町家）と新しい建築が調和した、「古くて新しい」まち
- 「若者」や「移住者」など新たな担い手によるいきいきとしたまち

歩きたくなるまち

・便利さと心地よさが織りなす、そぞろ歩きが楽しくなるまち

- 多くの店舗・事業所・金融機関などが集積する利便性の高いまち
- 歴史や伝統を感じながらまちなかを回遊できる、歩いて楽しいまち
- 車を抑制した、歩行者にやさしいまち

3. 景観まちづくり基準について

まちづくり協定は、住民が参加意識をもって実現していくことが必要です。そのために景観まちづくり基準には、各々の考え方や環境等に配慮するため、「守るべき作法」と「望ましい作法」の2つの基準を設定しています。

区分	守るべき作法	望ましい作法
イメージ	地区住民がまちづくりを進める上で、 <u>守って欲しい基本的な事項</u>	地区住民がまちづくりを進める上で、 <u>出来れば守ることが望ましい事項</u>
考え方	一般の建築物等で最低限守って欲しいこと	町並みに調和した積極的な修景や保存を行う場合



【景観まちづくり基準】

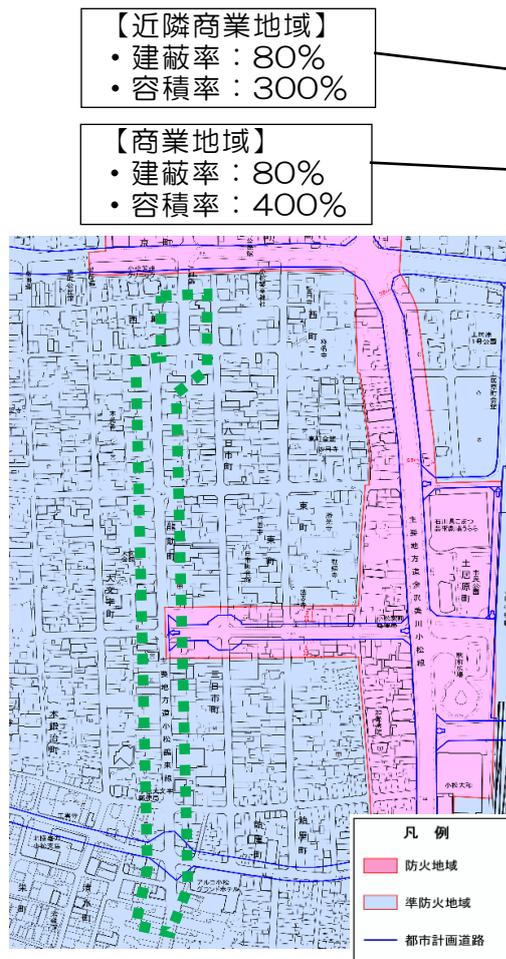
項目	守るべき作法	望ましい作法	
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合	
建物用途 現在の用途地域 ・商業地域 ・近隣商業地域	左の用途地域で建てられる用途のうち、以下の建築物は、建てられないものとする。 ○・ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 ・遊戯施設・風俗施設のうち、キャバレー、待合等や特定遊興飲食店営業、個室付浴場等 ○公共施設等のうち自動車教習所 ○工場・倉庫等のうち、畜舎(15mを超えるもの)、火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵施設	同左	
I 建築物編	① 壁面線の位置	・外壁の位置、軒線の高さは町家の町並みとの調和、連続性に努める。	・1階、2階、外壁の位置、軒線の高さは、町家の町並みにできる限り揃える。 ・3階以上の外壁は、2階部分より後退するよう努める。
	② 建築様式(構造)	・周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、外壁を適度に分節化すること等により、圧迫感や単調さを与えないよう配慮する。	・真壁造り等町家の伝統的様式に準じた仕上げとする。
	③ 高さ		・階数は、2階建て以下を基本とする。ただし、3階以上は、「①壁面線の位置」の「望ましい作法」に準ずるものとする。
	④ 屋根・庇	・2階以下の建物の場合、屋根形状は原則として勾配屋根とし、できる限り切妻屋根平入りとし、黒系・茶系の色調を基本とする。 ・公道に面する1・2階に瓦葺き下屋風の庇等の設置に努め、町並みの連続性に配慮する。 ※その他の場合、別途協議すること。	・大屋根(オオヤネ)は、切妻平入りを基本とする。 ・小松の伝統的な赤瓦・黒瓦葺きを基本とし、屋根勾配は概ね4寸とし、1階には小屋根(コヤネ)又は庇を設ける。
	⑤ 外壁	・町並みと調和した落ち着いた外装材、色彩を基調とする。※その他の場合、別途協議すること。 ・3階以上の建物については、2階と3階の外壁デザイン(化粧材、色彩等)に変化をつける等により、垂直方向の分節化に努める。	・外壁は、白、または黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とする。 ・木、土、漆喰などの町家の伝統的素材に準じた仕上げとする。
	⑥ 窓や戸(開口部)	・窓や戸は、町並みと調和した落ち着いた色彩を基調とする。※その他の場合、別途協議のこと。 ・商店の1階部分には、周辺との調和を意識しつつ、ショーウィンドウを設置する等により、にぎわいづくりに努める。	・通りに面する窓や戸は、黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子など伝統的な様式に準じた仕上げとする。 ・1階には、小松の町家の伝統的な様式である「ムシコ」、「ムシコ戸」、「出ムシコ」などを設ける。
	⑦ 設備	・通りに面する設備機器は、色彩や目隠しなどの工夫により、通りからの見え方に配慮する。 ・通りに面して自動販売機等を設置する場合は、町並みとの調和に配慮する。	・屋外の設備機器等は、通りに面する部分にはできる限り設置しない。 ・やむを得ない場合は、目隠し等を設ける。 ・目隠し等は、黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子など伝統的な様式に準じた仕上げとする。

項目		守るべき作法	望ましい作法
Ⅱ 工作物 編	① 門塀	<ul style="list-style-type: none"> ・門塀を設置する場合は、町並みとの調和、連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・門塀を設置する場合は、自然素材を基本とし、その他の素材については別途協議する。位置、軒線は町家の町並みとの調和、連続性にできる限り配慮する。
	② 屋外 広告物 (看板)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告物は設置しない。 ・突き出し広告物は、道路境界線を越えて設置しない。 ・シンプルで落ち着いたデザインとするよう努める。 ・町並みを損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩とする。 ・壁面広告物の表示面積は、合計 10 m²以下とする。 ・壁面広告物の高さは、6 m以下とする。 ・その他、「いしかわ景観総合条例」の許可基準による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木製看板、のれん等の伝統的意匠素材に準じた仕上げとする。
Ⅲ 駐車場・車庫・空き地 編		<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場・車庫・空き地は、道路からの見え方、町並みの連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫は、通りから車が直接見えないように建物との一体化を図り、格子のついた引戸など町家の伝統的意匠をできる限り取り入れる。 ・専用駐車場は、町家の町並みとの調和、連続性に配慮するよう自然素材の塀などをできる限り設置する。
Ⅳ 個性 と魅力 編	① 軒裏	—	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の軒裏には、小松の町家の伝統的な様式である「セガイ」をできる限り取り入れる。
	② さがり	—	<ul style="list-style-type: none"> ・1階の庇の下には、小松の町家の伝統的な様式である「サガリ」をできる限り取り入れる。
	③ 袖壁	—	<ul style="list-style-type: none"> ・2階の壁面の両側には、小松の町家の伝統的な様式である「袖壁(ソデカベ)」をできる限り取り入れる。
	④ 前包み	—	<ul style="list-style-type: none"> ・2階壁面と下屋との収まり部分である「前包み(マエツツミ)」には、小松の町家の伝統的な様式である「土板(ドイタ)」をできる限り取り入れる。
	⑤ 犬走り	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩とデザインとするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する敷地の舗装は、小松の地場石材や洗い出しなど町家の伝統的素材に準じた仕上げとする。
	⑥ 照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサインなどで光が点滅する照明は設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・照明は、白熱灯または電球色の蛍光灯などにより、伝統的な町家の通りの夜景にできる限り配慮する。
	⑦ 樹木 (みどり)	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の既存樹の保存や緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する前庭には、町家の町並みと調和した植栽をできる限り設置する。
	⑧ 雨どい	<ul style="list-style-type: none"> ・雨どいは、落ち着いた色彩、形状、配置などにおいて、町家の町並みとの調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨どいは、銅製やいぶし仕上げなどの伝統的素材に準じた仕上げとする。

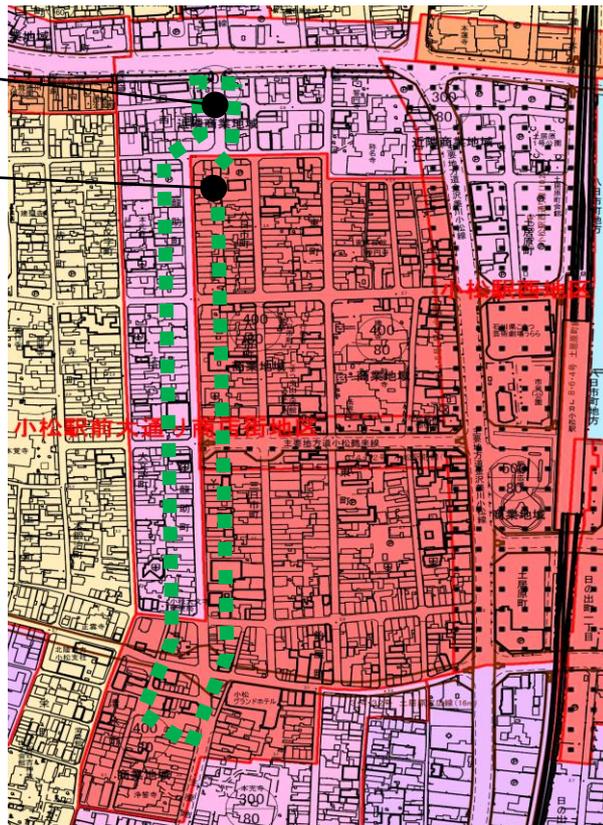
【景観まちづくり基準の解説】

<建物の用途>

項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
○建物の用途 現在の用途地域 ・商業地域 ・近隣商業地域	右の用途地域で建てられる用途のうち、以下の用途の建築物は、建てられないものとする。 ○遊戯施設・風俗施設 ・ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 ・キャバレー、待合等や特定遊興飲食店営業、個室付浴場等 ○公共施設等のうち自動車教習所 ○工場・倉庫等のうち、畜舎（15㎡を超えるもの）、火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵施設	同左



▲小松市防火・準防火地域図



▲小松市用途地域図

現在の用途

【参考：商業地域、近隣商業地域の建物用途の規制内容】

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 ● 建てられない用途 ①, ②, ③, ④, ▲ 面積, 階数等の制限あり														
住宅, 共同住宅, 寄宿舍, 下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で, 非住宅部分の床面積が, 50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗, 喫茶店, 理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて, 物品販売店舗, 飲食店, 損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。 2階以下。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗, 飲食店を除く
	店舗等の床面積が 150㎡を超え, 500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	④	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え, 500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル, 旅館	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	ホテル, 旅館					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	遊戯施設・風俗施設					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
公共施設・病院・学校等	ボーリング場, スケート場, 水泳場, ゴルフ練習場, バッティング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等					○	○	○	○	○	○	○	○	
	麻雀屋, ばちんこ屋, 射的場, 馬券・車券発売所等					○	○	○	○	○	○	○	○	
	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場					○	○	○	▲	▲	○	○	○	▲ 客席200㎡未満
	キャバレー, 待合等や特定遊戯飲食店営業, 個室付浴場等					○	○	○	○	○	▲	○	○	▲ 個室付浴場等を除く
	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 大学, 高等専門学校, 専修学校等					○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等					○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等					○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社, 寺院, 教会等					○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院					○	○	○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	公衆浴場, 診療所, 保育所等					○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等					○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター, 児童厚生施設等		▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	単独車庫 (附属車庫を除く)					▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫					○	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下
	倉庫業倉庫					○	○	○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下 2階以下
	畜舎 (15㎡を超えるもの)					○	○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下					▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場							①	①	①	②	②	○	▲ 3,000㎡以下 2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり	
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	作業場の床面積	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下	
自動車修理工場							①	①	②	③	③	○	作業場の床面積	
火薬, 石油類, ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設							①	②	○	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	量が少ない施設									○	○	○	○	③ 300㎡以下
	量がやや多い施設										○	○	○	原動機の制限あり
	量が多い施設											○	○	
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

建てられないものとする

建てられないものとする

建てられないものとする

建てられないものとする

建てられないものとする

< I 建築物編 >

①壁面線の位置

項 目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
①壁面線の位置	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の位置、軒線の高さは町家の町並みとの調和、連続性に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 1階、2階、外壁の位置、軒線の高さは、町家の町並みにできる限り揃える。 3階以上の外壁は、2階部分より後退するよう努める。

望ましい作法

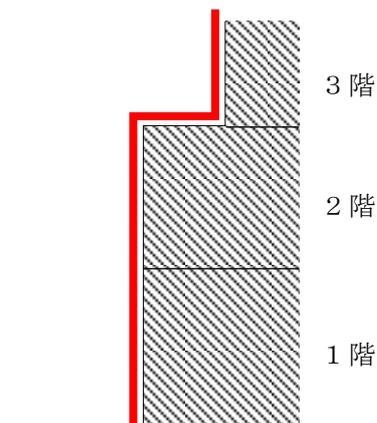


(金沢東茶屋街)



(輪島市)

▲外壁の位置や軒線の高さに配慮した町並みの事例



(一般建物の場合::イメージ)



(町家の場合:事例)

▲2階以上の壁面線の位置を後退させる例

* 3階の壁面を後退すると、歩行者への圧迫感が軽減されます。

②建築様式

項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
②建築様式 (構造)	・周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、外壁を適度に分節化すること等により、圧迫感や単調さを与えないよう配慮する。	・真壁造り等町家の伝統的様式に準じた仕上げとする。

望ましい作法

真壁造り

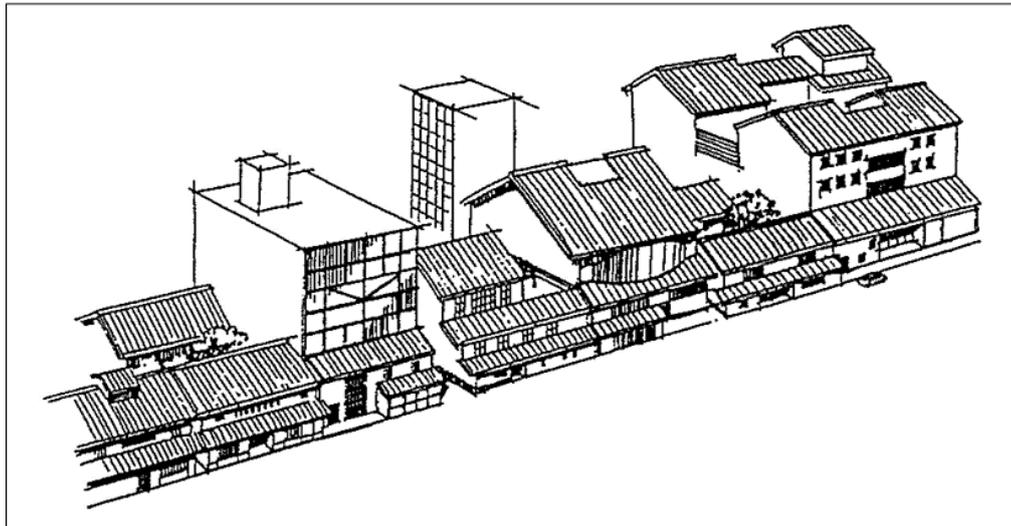


大壁造り



▲伝統的な建築様式

柱が外面に現れる工法を「真壁造り」(しんかべづくり)といい、木造建築における伝統的構法で、こまつ町家はこの構法が用いられています。柱を壁で隠した工法は「大壁造り」(おおかべづくり)です。



▲景観に配慮した中低層な町並みイメージ(京都市職住共存地区整備ガイドプラン)

- * 「分節化」とは：建築物など単一の形状とせず、いくつか区切りを入れるなどでのデザインの変化づけ。
- * 「分節化」については、「⑤外壁」に記述します。

③高さ

項 目	守るべき作法	望ましい作法
整 備 内 容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
③高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・階数は、2階建て以下を基本とする。 ただし、3階以上は、「①壁面線の位置」の「望ましい作法」（下の赤枠を参照）に準ずるものとする。

* 【守るべき作法】は特に定めません。

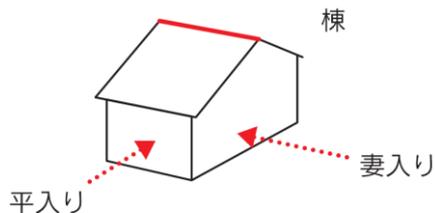
【「①壁面線の位置」の基準のましい作法】（再掲）

- ・ 1階、2階、外壁の位置、軒線の高さは、町家の町並みにできる限り揃える。
- ・ 3階以上の外壁は、2階部分より後退するよう努める。

④屋根・庇

項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
④ 屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・2階以下の建物の場合、屋根形状は原則として勾配屋根とし、できる限り切妻屋根平入りとし、黒系・茶系の色調を基本とする。 ・公道に面する1・2階に瓦葺き下屋風の庇等の設置に努め、町並みの連続性に配慮する。 ※その他の場合、別途協議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大屋根（オオヤネ）は、切妻平入りを基本とする。 ・小松の伝統的な赤瓦・黒瓦葺きを基本とし、屋根勾配は概ね4寸とし、1階には小屋根（コヤネ）又は庇を設ける。

望ましい作法



棟をはさんで両側に山形につく屋根を「切妻」といい、隣地境界が狭い小松では、屋根に積もった雪を前面に落とすために、棟と平行に入口がる「平入り」となっています。



最上階に葺かれた屋根を小松では「大屋根」といい、2階と1階に葺かれた屋根を「小屋根」といいます。「大屋根」は、概ね3.5～4.0寸勾配に葺かれており、小松では統一した屋根勾配が見られます。

▲小松町家の屋根の形状・勾配



県内有数の産地である小松瓦の生産は、江戸時代前期の「いぶし瓦（黒灰色系）」からはじまり、後期には「赤瓦」が普及しました。積雪や凍害に強いのが特徴です。



▲福井県坂井市（三国）の事例（屋根・小屋根・庇）

▲小松瓦の特徴

⑤外壁

項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
⑤外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・町並みと調和した落ち着いた外装材や色彩を基調とする。※その他の場合、別途協議すること。 ・3階以上の建物については、2階と3階の外壁デザイン（化粧材、色彩等）に変化をつける等により、垂直方向の分節化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁は、白、または黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とする。 ・木、土、漆喰などの町家の伝統的素材に準じた仕上げとする。

守るべき作法



▲垂直方向の分節化の例



▲外壁の望ましい色彩の例



▲外壁等の調和に配慮した町並みイメージ

(熊本市／新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドプラン)

⑥窓や戸（開口部）

項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
⑥窓や戸（開口部）	<ul style="list-style-type: none"> 窓や戸は、町並みと調和した落ち着いた色彩を基調とする。※その他の場合、別途協議すること。 商店の1階部分には、周辺との調和を意識しつつ、ショーウィンドウを設置する等により、にぎわいづくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する窓や戸は、黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子など伝統的な様式に準じた仕上げとする。 1階には、小松の町家の伝統的な様式である「ムシコ」、「ムシコ戸」、「出ムシコ」などを設ける。

望ましい作法



▲こまつ町家の伝統的な開口部の様式の例（小松市材木町まちづくり計画書）

守るべき作法



▲町並みと調和した落ち着いた色彩の例（格子に見立てた意匠／輪島市）

▲町並みとの調和を意識しつつ、商店の1階にショーウィンドウを設置した事例（輪島市／加賀市山中温泉ゆげ街道）

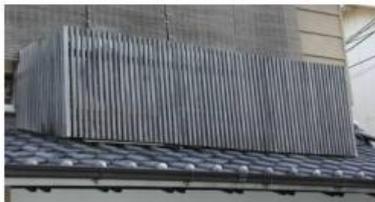


▲町並みとの調和を意識しつつ、商店の1階にショーウィンドウを設置した事例（加賀市山中温泉ゆげ街道）

⑦設備

項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
⑦設備	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する設備機器は、色彩や目隠しなどの工夫により、通りからの見え方に配慮する。 通りに面して自動販売機等を設置する場合は、町並みとの調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の設備機器等は、通りに面する部分にはできる限り設置しない。 やむを得ない場合は、目隠し等を設ける。 目隠し等は、黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子など伝統的な様式に準じた仕上げとする

望ましい作法



▲設備の目隠しの例（京（みやこ）の景観ガイドライン（京都市）

守るべき作法



▲自動販売機の修景事例（加賀市山中温泉ゆげ街道）

< II 工作物編 >

①門塀

項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
①門塀	・門塀を設置する場合は、町並みとの調和、連続性に配慮する。	・門塀を設置する場合は、自然素材を基本とし、その他の素材については別途協議する。位置、軒線は町家の町並みとの調和、連続性にできる限り配慮する。

望ましい作法



▲町並みとの調和に配慮した門塀の事例
(小松市材木町における景観まちづくり基準)



(熊本市)



(京都市)

▲自然素材・伝統的意匠で門塀を設置することにより、町並みの連続性に配慮した事例

②屋外広告物（看板）

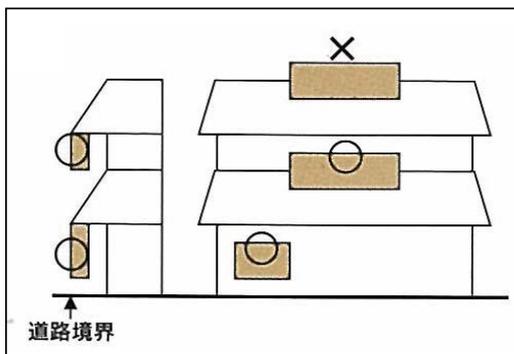
項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
②屋外広告物（看板）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告物は設置しない。 ・突き出し広告物は、道路境界線を越えて設置しない。 ・シンプルで落ち着いたデザインとするよう努める。 ・町並みを損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩とする。 ・壁面広告物の表示面積は、合計 10 m²以下とする。 ・壁面広告物の高さは、6m以下とする。 ・その他、「いしかわ景観総合条例」の許可基準による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木製看板、のれん等の伝統的意匠素材に準じた仕上げとする。

望ましい作法

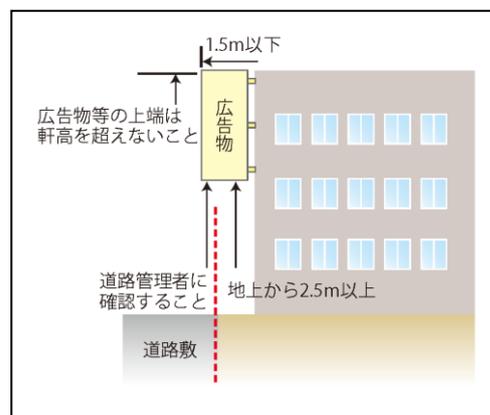


▲伝統的意匠素材で屋外広告物を設置することにより、町並みの調和に配慮した事例

守るべき作法



▲建築物における屋外広告物の設置場所の要件（イラスト）



▲突出広告物の基準例（「いしかわ景観総合条例」の許可基準）

<Ⅲ 駐車場・倉庫・空き地編>

項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
Ⅲ 駐車場・車庫・空き地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場・車庫・空き地は、道路からの見え方、町並みの連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫は、通りから車が直接見えないように建物との一体化を図り、格子のついた引戸など町家の伝統的意匠をできる限り取り入れる。 ・ 専用駐車場は、町家の町並みとの調和、連続性に配慮するよう自然素材の塀などをできる限り設置する。

望ましい作法



(小松市)



(長崎市)

▲ 格子等の和風の意匠で車庫の出入口部を整備した事例



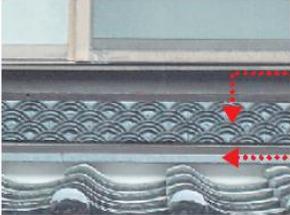
(京都市)



(イメージ)

▲ 和風の塀を駐車場に設置して町並みの連続性に配慮した事例・イメージ

<Ⅳ個性と魅力編>

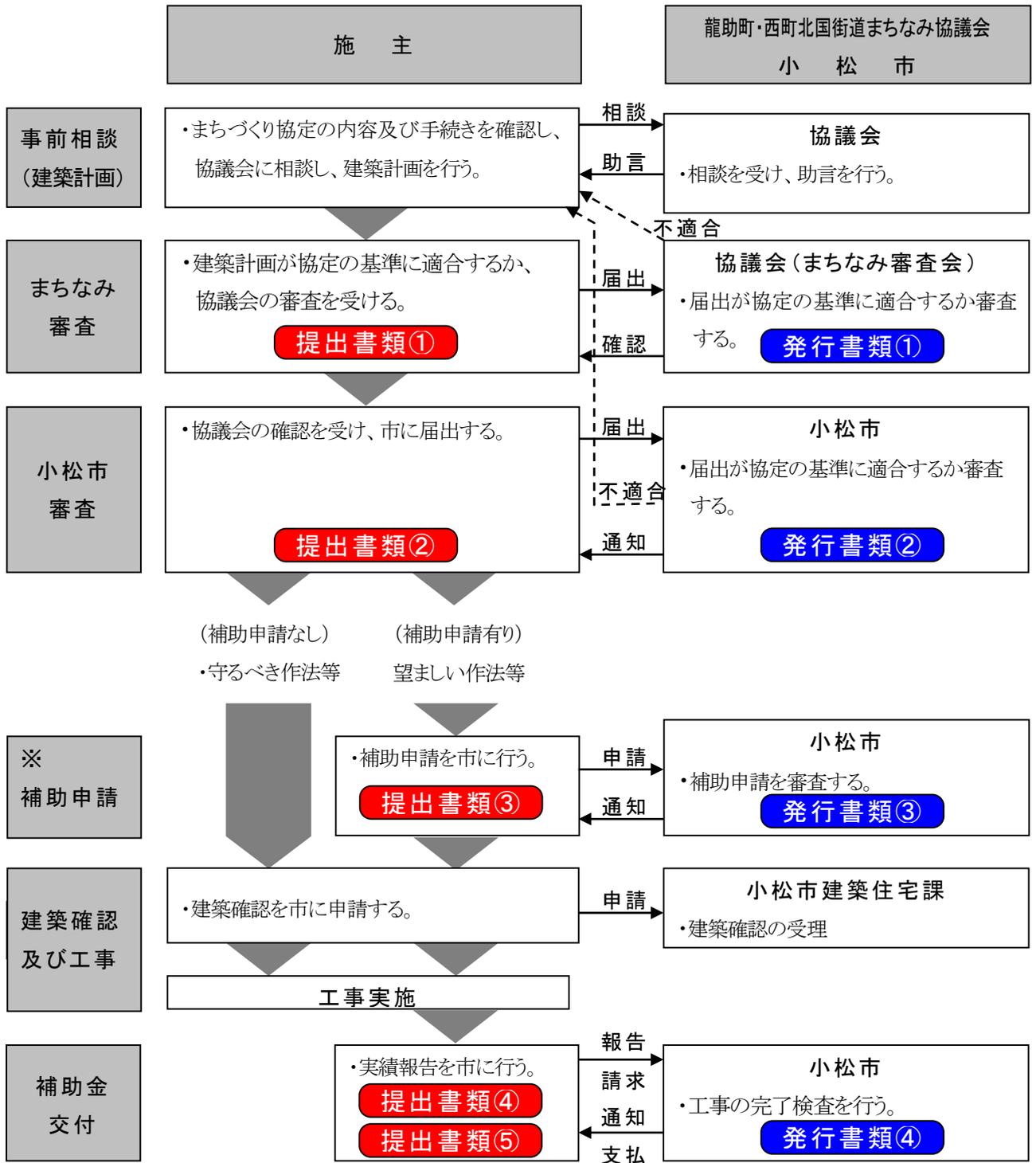
項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
①軒裏	—	<p>• 屋根の軒裏には、小松の町家の伝統的な様式である「セガイ」をできる限り取り入れる。</p> 
②さがり	—	<p>• 1階の庇の下には、小松の町家の伝統的な様式である「さがり」をできる限り取り入れる。</p> 
③袖壁	—	<p>• 2階の壁面の両側には、小松の町家の伝統的な様式である「袖壁（ソデカベ）」をできる限り取り入れる。</p> 
④前包み	—	<p>• 2階壁面と下屋との収まり部分である「前包み（マエツツミ）」には、小松の町家の伝統的な様式である「土板（ドイタ）」をできる限り取り入れる。</p>  

項目	守るべき作法	望ましい作法
整備内容	一般の建築物等の建築行為	町並みに調和した積極的な修景や保存のための修景を行う場合
⑤犬走り	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩とデザインと するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する敷地の舗装は、小松の地場石材や洗い出しなど町家の伝統的素材に準じた仕上げとする。 
⑥照明	<ul style="list-style-type: none"> ネオンサインなどで光が点滅する照明は設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 照明は、白熱灯または電球色の蛍光灯などにより、伝統的な町家の通りの夜景にできる限り配慮する。 
⑦樹木 (みどり)	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の既存樹の保存や緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する前庭には、町家の町並みと調和した植栽をできる限り設置する。 
⑧雨どい	<ul style="list-style-type: none"> 雨どいは、落ち着いた色彩、形状、配置などにおいて、町家の町並みとの調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨どいは、銅製やいぶし仕上げなどの伝統的素材に準じた仕上げとする。 

4. まちづくり協定の手続き

(1) 手続きの流れ

協定区域内で建築物、工作物等の改修（道路前面の外部に関するもの）、建替え等を行う場合は、建築基準法に基づく用途地域等の制限を遵守した上で以下の流れに沿って手続きを行います。



※詳細については小松市にご確認ください。

(2) 関係書類

提出書類及び通知書類一覧表

	施 主	提出先 及び発行	龍助町・西町北国街道まちなみ協議会 小 松 市
まちなみ 審査	<p>提出書類①</p> <input type="checkbox"/> 届出書(様式1) <input type="checkbox"/> 平面図 ※任意様式 <input type="checkbox"/> 立面図 ※任意様式 <input type="checkbox"/> チェックシート(様式2) ※自己評価記入 <input type="checkbox"/> その他(見本等)	協議会	<p>発行書類①</p> <input type="checkbox"/> 審査認定書(様式3) <input type="checkbox"/> 審査記録簿(様式4) <input type="checkbox"/> チェックシート(様式2) ※審査結果記入
小松市 審査	<p>提出書類②</p> <input type="checkbox"/> 届出書(様式5) <input type="checkbox"/> 審査認定証(様式3)写し <input type="checkbox"/> 審査記録簿(様式4)写し <input type="checkbox"/> チェックシート(様式2)写し	小松市	<p>発行書類②</p> <input type="checkbox"/> 審査終了通知書(様式6)
補助申 請	<p>提出書類③</p> <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式7) <input type="checkbox"/> 審査認定書(様式3)写し <input type="checkbox"/> 審査終了通知書(様式6)写し <input type="checkbox"/> 設計図 ※任意様式 <input type="checkbox"/> 見積書又は設計書 ※任意様式	小松市	<p>発行書類③</p> <input type="checkbox"/> 交付決定書(様式8)
補助金 交付	<p>提出書類④</p> <input type="checkbox"/> 補助事業実績報告書(様式9)	小松市	<p>発行書類④</p> <input type="checkbox"/> 確定通知書(様式10)
	<p>提出書類⑤</p> <input type="checkbox"/> 請求書(様式11)	小松市	

(様式1)

景観まちづくり重点地区内行為等届出書

○年○月○日

龍助町・西町 北国街道まちなみ協議会

会長 ○○○○ 様

申請者 住所 小松市龍助町○番地

氏名 西 太郎 ㊞

〔法人にあっては、事務の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観まちづくり重点地区内（龍助町・西町地区）における行為について、次のとおり届出します。

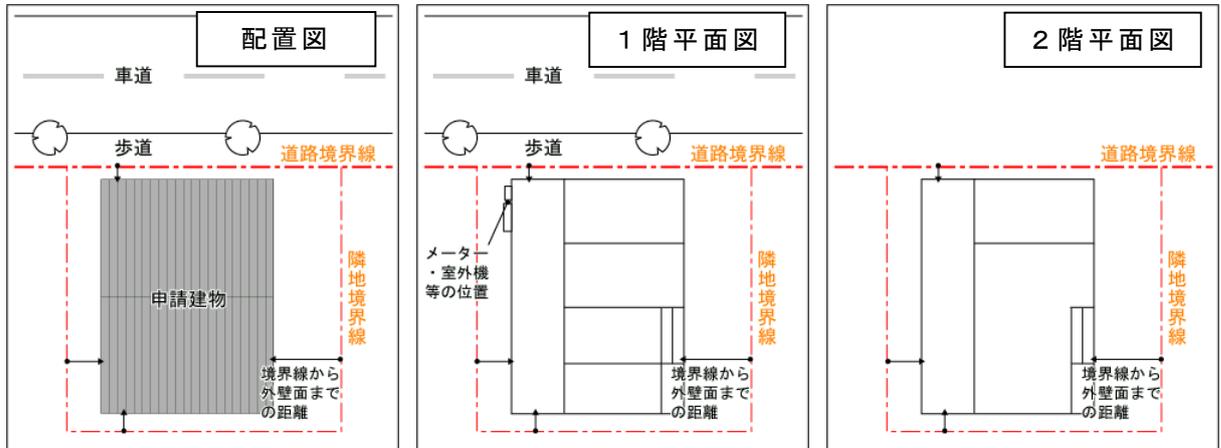
行為の場所	小松市龍助町○番地			
設計者	住所	小松市○町○番地	氏名	○○ ○○
施工者	住所	小松市○町○番地	氏名	○○工務店
行為の期間	着手予定日	○年○月○日	完了予定日	○年○月○日
行為の種類	建築物 又は 工作物	用途または種類 (店舗) 新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・外観の変更・外観の修繕		
	その他	広告物の表示 又は設置	土地の区画 形質の変更	木竹の伐採 又は植栽

(添付資料)

- ・ 平面図
- ・ 立面図

(任意様式)

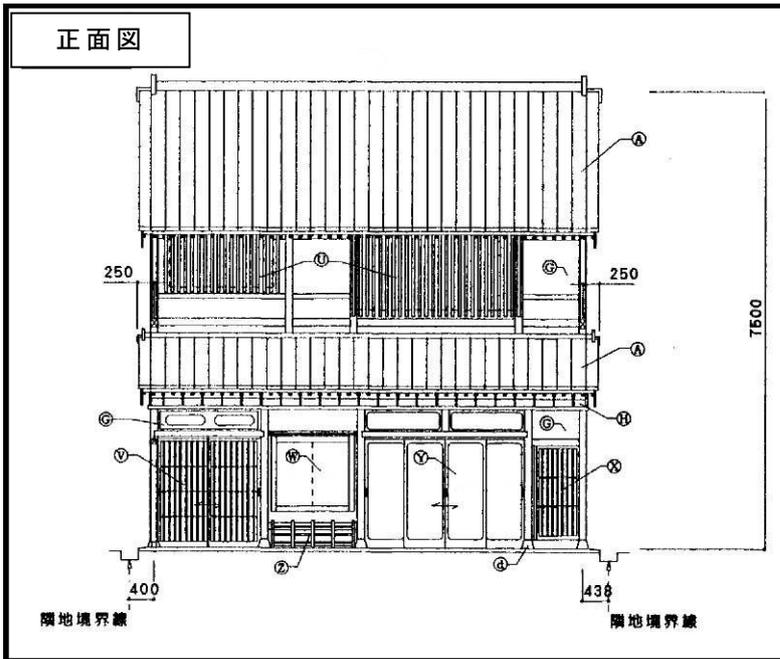
配置図・平面図 (例)



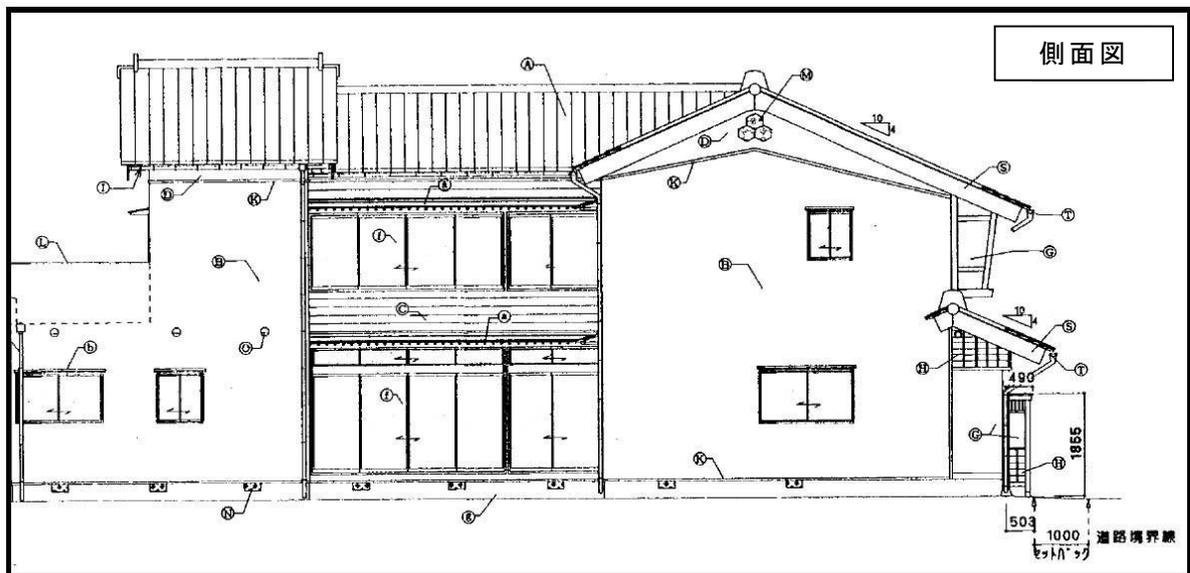
- 配置図には、計画道路境界線、隣地境界線を明示し、建物外壁までの寸法を記入します。
- 各階平面図には、計画道路境界線、隣地境界線を明示し、建物外壁までの寸法を記入します。
- 1階平面図には、室外機、メーター等の位置を記入します。

(任意様式)

立面図・外部仕上表 (例)



外部仕上表	
A	外壁：〇〇
B	腰：〇〇
C	瓦：〇〇
D	
E	
F	
G	



- 立面図は着色し、各部の仕上材が分かるように外部仕上表などを添付します。
- 仕上材などが特殊な場合は、色見本や材料見本などを併せて提出します。
- 看板などを設置する場合は、取付位置、デザイン、材質、色などを、できる限り詳細に示します。

(様式2)

チェックシート (案)

建築物等の名称：

協議会日時：平成 年 月 日

区分	項目	区分	内容 (該当するものにチェック☑)	自己評価 (審査前に建築行為等を行う者が記入)	審査結果(審査後、協議会が記入)		
					守るべき作法	望ましい作法	評価
建築用途	用途 商業地域 近隣商業地域	望守	<input checked="" type="checkbox"/> 左の用途地域で建てられる用途のうち、以下の建築物は、建てられないものとする。 <input type="checkbox"/> ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場・遊戯施設・風俗施設のうち、キャバレー、待合等や特定遊興飲食店営業、個室付浴場等 <input type="checkbox"/> 公共施設等のうち自動車教習所 <input type="checkbox"/> 工場・倉庫等のうち、畜舎(15㎡を超えるもの)、火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵施設	<p>・一般の戸建住宅とします。</p>		○	基準を満たしていると思われる。
I 建築物編	①壁面線の位置	守	<input type="checkbox"/> 外壁の位置、軒線の高さは町家の町並みとの調和、連続性に努める。	<p>・1mの壁面後退をします。</p>		○	基準を満たしていると思われる。
		望	<input checked="" type="checkbox"/> 1階、2階、外壁の位置、軒線の高さは、町家の町並みにできる限り揃える。 <input type="checkbox"/> 3階以上の外壁は、2階部分より後退するよう努める。				
	②建築様式(構造)	守	<input type="checkbox"/> 周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、外壁を適度に分節化すること等により、圧迫感や単調さを与えないよう配慮する。	<p>・木造在来工法とし真壁風の仕上げとする。</p>		○	基準を満たしていると思われる。
		望	<input type="checkbox"/> 真壁造り等町家の伝統的様式に準じた仕上げとする。				
	③高さ	望	<input type="checkbox"/> 階数は、2階建て以下を基本とする。ただし、3階以上は、「①壁面線の位置」の「望ましい作法」に準ずるものとする。	<p>・2階建てとします。</p>		○	基準を満たしていると思われる。
	④屋根・庇	守	<input type="checkbox"/> 2階以下の建物の場合、屋根形状は原則として勾配屋根とし、できる限り切妻屋根平入りとし、黒系・茶系の色調を基本とする。 <input type="checkbox"/> 公道に面する1・2階に瓦葺き下屋風の庇等の設置に努め、町並みの連続性に配慮する。 ※その他の場合、別途協議すること。	<p>・瓦は黒色とします。屋根勾配は4寸とします。意匠は切妻平入りとします。 ・1階には下屋を設置します。</p>		○	基準を満たしていると思われる。
		望	<input type="checkbox"/> 大屋根(オオヤネ)は、切妻平入りを基本とする。 <input type="checkbox"/> 小松の伝統的な赤瓦・黒瓦葺きを基本とし、屋根勾配は概ね4寸とし、1階には小屋根(コヤネ)又は庇を設ける。				
	⑤外壁	守	<input type="checkbox"/> 町並みと調和した落ち着いた外装材、色彩を基調とする。※その他の場合、別途協議すること。 <input type="checkbox"/> 3階以上の建物については、2階と3階の外壁デザイン(化粧材、色彩等)に変化をつける等により、垂直方向の分節化に努める。	<p>・外壁は白の漆喰仕上げとします。</p>		○	基準を満たしていると思われる。
		望	<input type="checkbox"/> 外壁は、白、または黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とする。 <input type="checkbox"/> 木、土、漆喰などの町家の伝統的素材に準じた仕上げとする。				
	⑥窓や戸(開口部)	守	<input type="checkbox"/> 窓や戸は、町並みと調和した落ち着いた色彩を基調とする。※その他の場合、別途協議のこと。 <input type="checkbox"/> 商店の1階部分には、周辺との調和を意識しつつ、ショーウィンドウを設置する等により、にぎわいづくりに努める。	<p>・伝統的な意匠を取り入れた、格子のついた木製戸を1階開口部に取り付け、景観に配慮します。 ・木製のムシコを開口部に取り付けます</p>		○	基準を満たしていると思われる。
望		<input type="checkbox"/> 通りに面する窓や戸は、黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子など伝統的な様式に準じた仕上げとする。 <input type="checkbox"/> 1階には、小松の町家の伝統的な様式である「ムシコ」、「ムシコ戸」、「出ムシコ」などを設ける。					
⑦設備	守	<input type="checkbox"/> 通りに面する設備機器は、色彩や目隠しなどの工夫により、通りからの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 通りに面して自動販売機等を設置する場合は、町並みとの調和に配慮する。	<p>・室外機等は通りに面する部分に設置しません。</p>		○	基準を満たしていると思われる。	
	望	<input type="checkbox"/> 屋外の設備機器等は、通りに面する部分にはできる限り設置しない。 <input type="checkbox"/> やむを得ない場合は、目隠し等を設ける。 <input type="checkbox"/> 目隠し等は、黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子など伝統的な様式に準じた仕上げとする。					

II 工作物編	①門塀	守	□門塀を設置する場合は、町家の町並みとの調和、連続性に配慮する。	・まちなみの調和に配慮し、木製のものを設置します。	○	基準を満たしていると思われる。
		望	□門塀を設置する場合は、自然素材を基本とし、その他の素材については別途協議する。位置、軒線は町家の町並みとの調和、連続性にできる限り配慮する。			
II 工作物編	②屋外広告物 (看板)	守	□屋上広告物は設置しない。 □突き出し広告物は、道路境界線を越えて設置しない。 □シンプルで落ち着いたデザインとするよう努める。 □町並みを損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩とする。 □壁面広告物の表示面積は、合計 10 m ² 以下とする。 □壁面広告物の高さは、6m以下とする。 □その他、「いしかわ景観総合条例」の許可基準による。	—		
		望	□木製看板、のれん等の伝統的意匠素材に準じた仕上げとする。			
III 駐車場・車庫・空き地編		守	□駐車場・車庫・空き地は、道路からの見え方、町並みの連続性に配慮する。	・駐車場は裏に設けます。	○	基準を満たしていると思われる。
		望	□車庫は、通りから車が直接見えないように建物との一体化を図り、格子のついた引戸など町家の伝統的意匠をできる限り取り入れる。 □専用駐車場は、町家の町並みとの調和、連続性に配慮するよう自然素材の塀などをできる限り設置する。			
IV 個性と魅力編	①軒裏	望	□屋根の軒裏には、小松の町家の伝統的な様式である「セガイ」をできる限り取り入れる。	・セガイを設けます。	○	基準を満たしていると思われる。
	②さがり	望	□1階の庇の下には、小松の町家の伝統的な様式である「サガリ」をできる限り取り入れる。	・サガリを設けます。	○	基準を満たしていると思われる。
	③袖壁	望	□2階の壁面の両側には、小松の町家の伝統的な様式である「袖壁(ソデカベ)」をできる限り取り入れる。	・袖壁を設けます。	○	基準を満たしていると思われる。
	④前包み	望	□2階壁面と下屋との収まり部分である「前包み(マエツツミ)」には、小松の町家の伝統的な様式である「土板(ドイタ)」をできる限り取り入れる。	・駐車場は裏に設けます。	○	基準を満たしていると思われる。
	⑤犬走り	守	□落ち着いた色彩とデザインとするよう努める。	犬走りは地場石材の仕上げとします。	○	基準を満たしていると思われる。
		望	□道路に面する敷地の舗装は、小松の地場石材や洗い出しなど町家の伝統的素材に準じた仕上げとする。			
	⑥照明	守	□ネオンサインなどで光が点滅する照明は設置しない。	・屋外の照明は電球色とします。	○	基準を満たしていると思われる。
		望	□照明は、白熱灯または電球色の蛍光灯などにより、伝統的な町家の通りの夜景にできる限り配慮する。			
⑦樹木 (みどり)	守	□敷地内の既存樹の保存や緑化に努める。	—	○	基準を満たしていると思われる。	
	望	□道路に面する前庭には、町家の町並みと調和した植栽をできる限り設置する。				
⑧雨どい	守	□雨どいは、落ち着いた色彩、形状、配置などにおいて、町家の町並みとの調和に配慮する。	・雨どいは銅製とします。	○	基準を満たしていると思われる。	
	望	□雨どいは、銅製やいぶし仕上げなどの伝統的素材に準じた仕上げとする。				

(様式 3)

審査認定証

小松 太郎 様

本届出は、「龍助町・西町北国街道まちづくり協定」に適合したものであることを認定します。

○年○月○日

龍助町・西町 北国街道まちなみ協議会
会長 ○○○○ 印

(様式4)

龍助町・西町 北国街道まちなみ協議会 まちなみ審査会 審議記録簿

申請者	小松 太郎	
住 所	小松市龍助町〇番地	
行為の場所	同上	
審査日時	〇年〇月〇日 午後〇時〇分～〇時〇分	
審査会場	〇〇〇会館	
審 査	適合・不適合	
出席者	審査対象者	小松 太郎, 〇〇〇〇 (設計士)
	審査会	〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇
	アドバイザー	〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇
	その他	〇〇〇〇, 〇〇〇〇

審査結果概要

- ・届出された建築物は、「龍助町・西町北国街道まちづくり協定」に適合するものと判断された。
- ・よって、審査認定証を発行する。

(様式 5)
 (第 12 条関係)

景観まちづくり重点地区内行為等届出書

○年○月○日

(あて先) 小松市長

申請者 住所 小松市龍助町○番地
 氏名 小松 太郎 ㊞

(法人にあっては、事務の所在地、名称及び代表者の氏名)

景観まちづくり重点地区（龍助町・西町地区）内における行為について、次のとおり届出します。

地区の名称	景観まちづくり重点地区（龍助町・西町地区）				
行為の場所	小松市龍助町○番地				
設計者	住所	小松市○町○番地	氏名	○○○○	
施工者	住所	小松市○町○番地	氏名	○○工務店	
行為の期間	着手予定日	○年○月○日	完了予定日	○年○月○日	
行為の種類	建築物 又は工 作物	用途又は種類 (店舗) 新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・外観の変更・外観の修繕			
	その他	広告物の表示 又は設置	土地の区画 形質の変更	木竹の伐採 又は植栽	その他の行為
行為の内容	建築物等	区分	届出部分	既存部分	合計
		構造	木造		
		敷地面積	○○㎡		
		建築面積	○○㎡		
		延べ面積	○○㎡		
		最高高さ	○○m		
		色彩	屋根	黒	
外壁	茶系				

行為の内容	建築物等	建築物	仕上げ	屋根	瓦		
			材料	外壁	板		
				屋上(外)設備		無	
			垣又は柵		無		
		工作物	種類	高さ及び築造面積	構造	色彩	
		広告物の表示又は設置	種類	高さ及び表示面積	構造及び仕上げ	色彩	
			軒下看板	○㎡	木製	茶系	
		土地の区画形質の変更	目的	面積	法面の又は擁壁の高さ及び延長		
			高さ	m			
			延長	m			
	木竹の伐採又は植栽	目的	伐採面積及び本数	樹種	高さ		
		無					
	その他の行為	無					
その他の参考事項	無						
景観形成のために特に配慮した事項	1階開口部に木製格子(ムシコ)を取り付けた。						
届出内容の照会先	住所(所在地)	小松市龍助町○番地					
	氏名(名称及び担当者の氏名)	小松 太郎	電話	99-9999			

(様式6)

第〇〇〇〇〇号

〇年〇月〇日

(届出者)

(住所) 小松市龍助町〇番地

(氏名) 小松 太郎 様

小松市長

景観まちづくり重点地区内行為の届出に対する審査終了通知書

〇年〇月〇日付けで届出のあったことについては、小松市景観条例に基づく景観まちづくり重点地区(龍助町・西町地区)の景観まちづくり基準に照らし、審査の結果、適正と認められ指導、助言の必要がないと判断したので通知します。

(様式 7)

(第 4 条関係)

補助金交付申請書

○年○月○日

(あて先) 小松市長

申請者 住所 小松市龍助町○番地
氏名 小松 太郎 ㊞

小松市景観まちづくり事業（龍助町・西町地区）について、次のとおり補助金を交付くださるよう申請します。

1 補助事業の目的

小松市景観条例に基づく、景観まちづくり重点地区（龍助町・西町地区）内における建築物の外観変更のため。

2 補助事業の内容

龍助町・西町 北国街道まちづくり協定における望ましい作法に適合した建築物の外観変更 ※別紙のとおり（審査認定証、審査終了通知書）

3 補助事業の完了予定期日

○年○月○日

4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

補助事業に要する経費 ○○○○円

補助金の額 ○○○○円

5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

区分	項目	金額（円）	摘要
収入の部	自己資金	○○○,○○○	
	小松市補助金	○○○,○○○	
	計	○○○,○○○	
支出の部	○○○○	○○○,○○○	
	○○○○	○○○,○○○	
	計	○○○,○○○	

6 添付書類

- (1) 審査認定証（写し）
- (2) 審査終了通知書（写し）
- (3) 設計図
- (4) 見積書又は設計書

(様式 8)
(第 4 条関係)

小松市指令第〇〇〇〇号

申請者 住所 小松市龍助町〇番地
氏名 小松 太郎 印

〇年〇月〇日付けで交付申請のあった小松市景観まちづくり事業（龍助町・西町地区）について、次のとおり交付することを決定した。

〇年〇月〇日

小松市長 印

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、〇年〇月〇日付けによる交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
補助事業に要する経費 〇〇〇〇円
補助金の額 〇〇〇〇円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業が完了した場合は、速やかに補助事業実績報告書を提出すること。

備考 この様式中必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

(様式 9)

(第 4 条関係)

補助事業実績報告書

○年○月○日

(あて先) 小松市長

(補助事業者) 住 所 小松市龍助町○番地
氏 名 小松 太郎 ㊞

○年○月○日付け小松市指令第○○○○号で補助金の交付の決定があった事業は、次のとおり完了しましたので報告いたします。

1 補助事業の名称

小松市景観まちづくり事業 (龍助町・西町地区)

2 補助金の交付決定額及びその精算額

○○○○円

3 補助事業の実施期間

○年○月○日～ ○年○月○日

4 補助事業の成果

龍助町・西町 北国街道のまちなみ景観の形成に寄与することができた。

5 添付書類

- (1) 収支精算書 (補助事業の経費の配分及び経費の使用方法)
- (2) 竣工図
- (3) 写真 (着手前及び完成後)
- (4) 設計者及び施工者からの請求書の写し及び領収書

(様式 10)
(第 4 条関係)

小松市指令第〇〇〇〇号の 2

住 所 小松市龍助町〇番地
氏 名 小松 太郎

〇年〇月〇日付けで実績報告のあつた小松市景観まちづくり事業（龍助町・西町地区）
について、次のとおり確定した。

〇年〇月〇日

小松市長

Ⓔ

- 1 交付決定金額 〇〇〇〇円
- 2 確定金額 〇〇〇〇円

備考 1 交付済金額がある場合は、「1 交付決定金額」の次に記載する。

(様式 1 1)

請 求 書

金 額		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	-
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、小松市景観まちづくり事業（龍助町・西町地区）

（〇年〇月〇日小松市指令第〇〇〇〇号による）

上記の金額を請求します。

〇年〇月〇日

（あて先）小松市長

住 所 小松市龍助町〇番地

氏 名 小松 太郎 印

（口座振込金融機関）

金 融 機 関 名	支 店 名	預金種別
〇〇〇 銀行 信用金庫 農 協	〇〇〇 支店 支所	①. 普通, 総合 2. 当座預金 9. その他
口座番号（7ケタ）	口座名義（カナ）	
〇〇〇〇〇〇〇	コマツ タロウ	

（市記入欄）

※ 口座番号、口座名義等は、金融機関に確認のうえ、必ず記入してください。

所属 6	会計 2	款項目 6	事業 2	節細節細々節 6

龍助町・西町北国街道まちづくり協定書

(目的)

第1条 この協定は、「小松市景観条例」(以下「景観条例」という。)の趣旨を尊重し、小松市龍助町・西町地区を歴史ある町並み・文化を守り育て、地区の活性化と快適なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「龍助町・西町北国街道まちづくり協定」とする。

(協定の締結)

第3条 この協定は、第4条に定める協定区域内の土地(道路、公園、河川等の公共の用に供する土地を除く。)若しくは建築物等の所有者又はこれらについて使用する権利を有する者のうち、過半数の合意により締結する。

2 前項の規定により協定に合意した者(以下「協定者」という。)は、別に定める同意書を提出するものとする。

3 協定の代表者は、協定者による互選によりこれを定めるものとする。ただし、最初の代表者は、発起人の代表者をあてる。

(協定の区域)

第4条 この協定の区域は、小松市龍助町・西町・清水町・本折町のうち、別紙区域図のとおりとする。

(まちづくりに関する事項)

第5条 協定区域内において、建築物等の新築、改築、増築、修繕、又は外観の変更(以下「建築行為等」という。)をしようとするときは、美しい町並みを保全するため、建築物等の形態・意匠等について、別紙に定める事項の基準を遵守するよう努めるものとする。

(建築行為等の協議)

第6条 協定区域内において、建築行為等をしようとする者は、あらかじめ龍助町・西町北国街道まちなみ協議会(以下「協議会」という。)と協議するものとする。ただし、通常の維持管理行為はこの限りでない。

2 協議会は、前項の協議があった場合、建築行為等の内容が前条の基準に適合していないと認められた場合には、速やかにその内容について是正を求めることができるものとする。

3 基準に適合していると認められる場合は、その旨通知するものとする。

(協定の有効期限)

第7条 協定の有効期限は、協定締結の日から10年とする。ただし、地区の状況に応じて協定者の過半数の合意により期限を延長させることができる。

(協定の変更又は廃止)

第8条 協定の内容を変更又は廃止しようとするときは、第3条第1項の例による。

(協定への参加)

第9条 新しく協定区域内の土地若しくは建築物等の所有者、又はこれらを使用する権利を有する者となった者は、申し出により協定者に加わることができるものとする。

(協定書、および合意書の保管)

第10条 本協定について、協定書、及び合意書の原本は、協定の代表者が保管し、協定書の写しを協定者が保有するものとする。

(事務局)

第11条 本協定の施行に関する事務は、協議会が行うものとする。

付則

1 本協定は、平成 年 月 日から施行する。